令和7年4月1日現在

おかやでスタート！

結婚新生活支援事業

これから新たな生活をはじめる新婚世帯を対象に、
結婚に伴う新生活のスタートアップに係る住居費用の一部を補助します。

補助金額

夫婦ともに婚姻日における年齢が

39歳以下の世帯
上限 30万円

29歳以下の世帯
上限 60万円

対象経費

新居の住居費

- 新居の購入費
- 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- リフォーム費用

新居への引越し費用

- 引越業者や運送業者に支払ったもの

● 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用

補助対象者の主な要件

- 令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻届を提出し、または受理された夫婦
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 夫婦の合計所得金額が500万円未満
- 対象となる住居が岡谷市内にあり、夫婦の双方または一方が居住している
- 他の公的制度による家賃助成等を受けていない　など

長野県 岡谷市（おかやし）
長野県岡谷市幸町８番１号
TEL 0266-23-4811
E-mail sousei@city.okaya.lg.jp

【お問い合わせ】
企画政策部　地域創生推進課

※詳細は岡谷市ホームページをご覧ください。

結婚新生活支援

対象経費

令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に支払った以下の住居費用で、
いずれも婚姻を機とした費用に限ります。

住宅取得	戸建住宅や分譲マンションなどの建物を購入した費用
住宅貸借	住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料 ※賃料については、夫婦の双方または一方が勤務する事業所から手当が支給されているときは、当該手当分に相当する額を除きます。
引越し	引越し業者又は運送業者に支払った費用
リフォーム	住宅の機能の維持または効用を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用 ※倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電の購入及び設置に係る費用は除きます。

補助金申請の流れ

1　交付申請

申請書（様式第3号）と以下の書類を全て揃え、地域創生推進課窓口(平日8:30～17:15)にご提出ください。

【申請者全員】
- ・婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書
- ・夫婦双方の直近の所得証明書　※令和7年1月1日時点に居住していた市区町村で取得する必要があります。
- ・住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
- ・夫婦双方の直近の納税証明書
- ・貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合に限ります。）

【対象経費別】
- 住宅取得　・・・　住宅の売買契約書、領収書の写し
- 住宅賃借　・・・　住宅の賃貸借契約書、領収書の写し
  住宅手当支給証明書（様式第4号）（給与所得者全員分）
- リフォーム　・・・　リフォームの工事請負契約書または請書の写し、領収書の写し
- 引越し　・・・　引越しに係る費用の領収書の写し

2　交付決定

決定等通知書（様式第5号）により通知します。

3　請求

決定等通知書を受理したときは、速やかに岡谷市結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第6号）を提出してください。受領後、指定口座へ補助金をお振込みします。

詳細な要件等については「岡谷市結婚新生活支援事業補助金交付要綱」をご確認いただくとともに、地域創生推進課までお問い合わせください。